

4/1 組合加入説明会を行いました！ ～新規採用者研修初日、全ての医療職に向けて～

この春から山口大学に勤務する医学部・附属病院の職員を対象とした新任研修会がおこなわれ、今年も組合説明を行いました。今年の研修会は、久しぶりに全職種を対象としたプログラムが初日に設けられ、研修会終了後の17時から20分間程度、組合加入の呼びかけを行いました。

当日は、小串分会から世話人の石村さん、本部からは森下書記長と組合員の島助教とスタッフ2人、加えて今回は山口県医労連の梶山書記長も応援にかけつけてくださいました。森下書記長が全体の説明と司会・進行をつとめ、大学と教職員との間で組合がどの

ような役割を担っているのかなど、取り組みや成果も交えて説明をおこない、次に島助教からは、任期付教員であるご自身の処遇やそれをふまえた職場での経験上のお話や労働組合の必要性について呼びかけがありました。続いて県医労連の梶山書記長からは、新型コロナや人員不足等で打撃を受け疲弊した医療職をあえて志した新人のみなさんへの謝辞と、労働環境を守るためには働くものが力を合わせる組織、労働組合が必要であることを切に訴えていただきました。結果、今年も新たな仲間を迎えることができました。



新規にご加入いただいたみなさま、よろしくお祈いします！



附属病院長・看護部長等との懇談会 ～アンケートのお願い～



毎年、開催している「医学部長・附属病院長・看護部長等との懇談会」を今年も行う予定です（日程は調整中）。

つきましては、組合員のみなさんに簡単なアンケートをお願いします。
職場の状況や、気づき・簡単な感想でもかまいませんので、ご協力をよろしくお祈いします。

（回答方法）右の二次元コードからご回答ください

<https://forms.gle/jA1Z5fhSRmha5aup8>

*Google フォームのほか、メール、お電話でも受け付けています。



山口大学「ハラスメント防止・対策ガイドライン」に、新たにパワー・ハラスメント・ 出産・妊娠・育児・介護に関するハラスメントが追加されました

4月1日付けで、ハラスメントの防止及び対策に関する規則の改正がおこなわれ、ハラスメントの定義のなかに新たに以下のハラスメントが追加されました。

- ・「パワー・ハラスメント」
- ・「妊娠・出産等に関するハラスメント」
- ・「育児休業・介護休業等に関するハラスメント」

パワハラに関しては、みなさん意外に思われるかもしれませんが、山口大学はこれまで、ハラスメントの定義を大きく「セクシュアル・ハラスメント」と「アカデミック・ハラスメント」の2つのみとしていました。今回、労基署からの指摘を受けたこともあり、新たに上記を追加し、規則を整備したものです。

昨秋に公表した看護職員アンケート報告でもお伝えたとおり、パワハラ防止対策は企業に対して義務化（是正対象）されていますし、「妊娠・出産」や「育児・介護」に関するハラスメントについても法改正がおこなわれ、未然の防止対策が義務付けられていますので、遅ればせながら当然のことと言えるでしょう。

山口大「ハラスメントに関する基本的事項」のなかに、ハラスメントの定義とその具体的な事例が示されています。山大HP（教職員限定）から閲覧できますので、のぞいてみてください。



以前、組合に、上司に相談したけれど介護休暇を取得させてもらえないという相談が届いたことがあります。この上司の行為はハラスメント相当と言えますが、さらに実際に取得させなかった場合は、労働者の権利の阻害・法令違反であり、ハラスメントでは済まされません。アンケート結果でも、職場でのハラスメントには、人権意識の欠如に加えて労働者の権利を無視するような例が散見されました。このようなことを前段階で防ぎ、働きやすい職場をつくるためにも、大学には、何がハラスメントに当たるのかをきちんと明示することと、労働法を踏まえた働くうえでのルールも合わせてきちんと周知し、職場が一体となってその意識を共有することが求められます。

※合わせて、セクハラ・性暴力等の行為者へ処分・対処に関する学内規則の整備もおこなわれました（性暴力の定義化、学生に対するセクハラ等に対する処分の明確化など） *3/28 役員会資料参照：山大HP 教職員限定ページから閲覧可

看護助手の給与について処遇改善（2024年2月より）、 診療報酬改定（2024年6月施行予定）について

給与決定に関する取扱要項のなかで、これまで「臨時用務員」のなかに含まれていた「看護助手」について、臨時用務員の中に「看護助手」枠が新設され、あわせて給与単価（時間給）の引き上げがおこなわれました。（2023年2月分給与より実施。時給996円→1,032円へ）これは、厚生労働省の「看護補助者処遇改善事業」によるもので、賃上げ効果が継続される取り組みを行うことを前提としています。他職種より給与水準が低い看護補助者の人材確保と定着をうながすための処遇改善となっていますが、今回を機にさらなる引き上げが求められます。

なお他の医療職については、2024年6月に施行さ

れる診療報酬改定で、2024年度2.5%・2025年度に2.0%の給与のベースアップを行うための措置が盛り込まれており、山口大学でも確実に実施されることが求められています。

それぞれの施策は、物価高騰に見合う賃上げに追いついていない医療分野の現状を踏まえたものとはいえ、医労連などが求めている「月4万円以上の賃上げ」には到底およばず、現場が人手不足・過重労働で疲弊を極めているもとで働きに見合った手厚い保障が求められます。これから医療を目指す人材確保のためにも医療をまもるためにも、さらなる処遇改善は必須です。

山口大学
教職員組合
小串分会

■小串分会では世話人会を毎月1回を目標に開催しています。参加・見学も可能です。ご希望の場合は、組合事務所あるいは組合役員までご連絡ください。
★ハラスメント、長時間労働、残業代不払い、年休取得、待遇改善などの各種ご相談は、組合員でない方からも受け付けます。